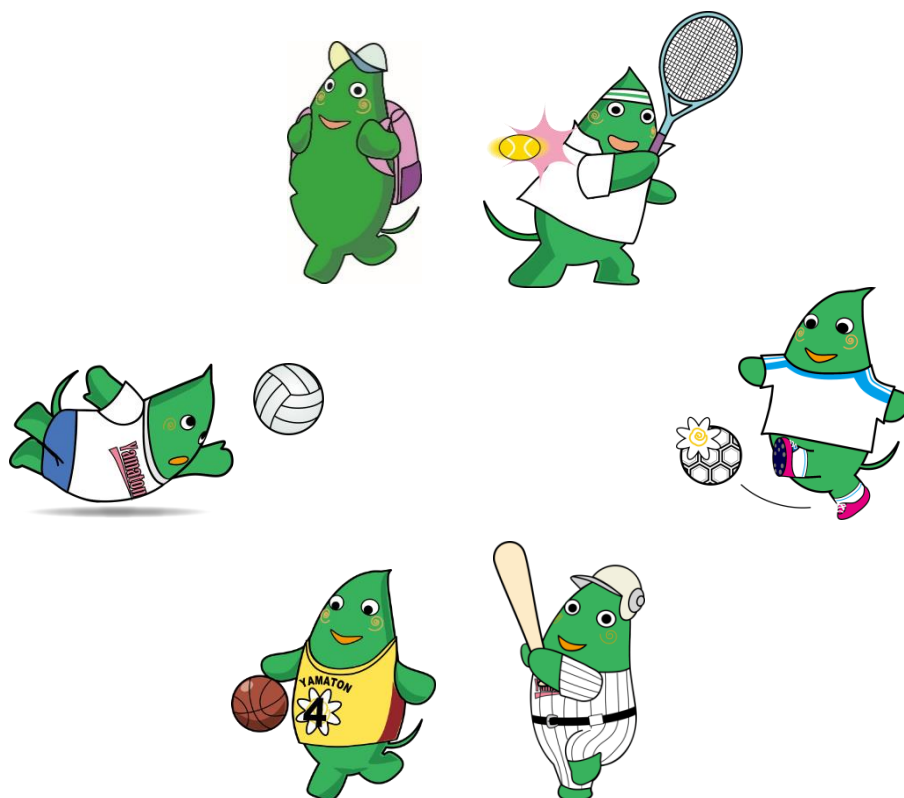


令和7年度 大和市総合型地域スポーツクラブ 登録手続き



大和市 スポーツ×ライフ課

【目的】

大和市では、総合型地域スポーツクラブ（以下、「クラブ」という。）又は総合型地域スポーツクラブ設立に向けた準備を行う団体（以下、「設立準備団体」という。）への支援を充実させるため、「大和市総合型地域スポーツクラブ登録制度」を設けています。クラブ又は設立準備団体として登録いただくことで、活動に有益な情報提供や、市と連携した事業の実施など、活動の支援を行います。

【登録要件】

「大和市総合型地域スポーツクラブ登録制度」に登録するためには、クラブ又は設立準備団体が、下記の要件を満たす必要があります。

（1）登録ができるクラブ

- ア 大和市及び地域との連携を図り、スポーツを通じた地域振興に取り組んでいること。
- イ 大和市内を活動拠点とした非営利団体である。法人格を取得していることが望ましい。
- ウ 運営について検討する会議等を定期的に開催し、会則等に定められた議決を正しく図っていること。
- エ 財務管理及び会計管理が適切に行われていること。
- オ 地域住民が主体的に運営していること。
- カ 複数種目の活動を定期的実施していること。
- キ 会員（当該団体に入会し、会費を納めている者をいう。）以外の市民が参加できる事業を開催していること。
- ク 人材育成事業を実施し、スタッフの能力向上に努めていること。
- ケ 広報事業を実施し、会員拡大に努めていること。
- コ 会員の構成が多世代に渡っていること。
- サ 会員の半数以上が本市に居住し、通勤し、又は通学する者であること。

（2）登録ができる設立準備団体

- ア 大和市及び地域との連携を図り、スポーツを通じた地域振興に取り組む意思が明確であること。
- イ 大和市内を活動拠点とした非営利団体であること。
- ウ 運営について検討する会議等を定期的に開催し、会則等に定められた議決を正しく図っていること。
- エ 財務管理及び会計管理が適切に行われていること。
- オ 地域住民が主体的に運営していること。
- カ 登録を申請する年の翌々年3月31日までにクラブとして設立することを目的としていること。
- キ 1年以上の活動実績を有すること。
- ク 3名以上の役員がいること。

【登録申請期間】

- (1) クラブ 4月1日から4月15日まで
- (2) 設立準備団体 4月1日から9月30日まで

【登録期間】

- (1) クラブ 登録を受けた日から1年間
- (2) 設立準備団体 登録を受けた年の10月1日から翌々年3月31日又はクラブとして設立した日まで

【登録方法】

- (i) 登録要件を満たしていることをご確認ください。
- (ii) 以下の書類を、登録申請期間内にスポーツ課へご提出ください。
 - ① 大和市総合型地域スポーツクラブ登録申請書（第1号様式）
 - ② 現況報告書（所定様式）
 - ③ 団体の会則
 - ④ 役員名簿
 - ⑤ 前年度の事業報告書及び決算報告書
 - ⑥ 当年度の事業計画書及び予算書
- (iii) 登録申請から、クラブの場合は14日以内に登録証を交付します。設立準備団体は、申請年度の10月10日までに登録証を交付します。

【登録更新方法（クラブのみ）】

- (i) 登録要件を満たしていることをご確認ください。
- (ii) 以下の書類を、登録申請期間内にスポーツ課へご提出ください。
 - ① 大和市総合型地域スポーツクラブ登録（更新）申請書（第5号様式）
 - ② 更新現況報告書（所定様式）
 - ③ 団体の会則
 - ④ 役員名簿
 - ⑤ 前年度の事業報告書及び決算報告書
 - ⑥ 当年度の事業計画書及び予算書
- (iii) 登録（更新）申請から、クラブの場合は14日以内に登録証を交付します。

【登録団体に対する支援】

- (i) 登録団体の運営に有益な情報（設立準備団体についてはクラブの設立に有益な情報）の提供
- (ii) 登録団体が行う事業の支援（補助金を含む）
- (iii) 登録団体の広報支援
- (iv) その他登録団体の運営に関すること

【登録事項の変更】

- (i) 登録事項に変更が生じた場合においては、すみやかに以下の書類をスポーツ課へご提出ください。
- ①大和市総合型地域スポーツクラブ登録変更書（第3号様式）
 - ②変更事項が確認できる書類等

【登録の取り消し】

- (i) 登録団体の解散、登録要件に該当しなくなった等、登録を取り消す事由が発生した場合は、すみやかにスポーツ課までご連絡ください。